

## 英国におけるインクルーシブ学校の学校方針に関する検討

—— キングスリー初等学校の事例から ——

新井 英 靖\*

(2016年10月28日受理)

A Case Study on Inclusive School Policy in Primary School in the U.K.

Hideyasu ARAI

キーワード: 英国, インクルーシブ学校, 学校方針

本研究では、英国のインクルーシブ学校として取り上げられたキングスリー初等学校を事例として、インクルーシブ学校を促進するための要件を学校方針という側面から明らかにすることを目的とした。その結果、キングスリー初等学校では、予算措置、SEN ポリシー、行動指針といった3つの側面から特別な教育的ニーズのある子どもへの対応を整備していたことが明らかになった。このとき、特別な教育的ニーズのある子どもに対しては、「専門家の支援サービス」を活用したり、特別な措置を提供することもあったが、キングスリー初等学校が示していた学校方針は、子どもをクラスや学校全体で肯定的に受け止められるようにすることが重要であるという点において一貫していた。そのため、具体的な対応においても、困難を取り除くメソッドを羅列するものではなく、カリキュラムへのアクセスを掲げて学校改善を推進する方向性を重視していた。

### 問題の所在および研究の目的

発達障害等の特別な教育的ニーズのある子どもに対して、通常の学校でどのように特別な対応を提供していくかについては、国内外においてさまざまに研究が進められている。これまでの日本の研究では、機能的アセスメントを実施し、子どもの問題行動の原因やきっかけとなる要因を分析したうえで、通常の学級や学校全体から問題行動などの学習上・行動上の困難を取り除いていく指導の方法について検討されてきた（関戸、2010 など）。

一方、花熊は特別な支援が必要な子どもを通常の学級の中で対応しようとしたら「教師間の共通

---

\*茨城大学教育学部

理解と学校全体での取り組み」が重要であると考え、管理職のリーダーシップのもと、学習環境づくりと視覚的手がかりなどを学校全体で整備することが必要であると指摘している(花熊、2011)。安部も、通常の学校で特別な配慮が必要な子どもがいた場合に、事例についてみんなで話し合うことで「支援を要する児童についての共通理解が図られ、支援のネットワークが校内に張り巡らされることになる。こうして、子どものために教師が協働して課題に立ち向かう学校へと進化するのである」と述べ、特別なニーズのある子どもへの対応を発展させるには、教師が協働できる学校をつくることが重要であると指摘している(安部、2012、p181)。このように、近年、日本では、発達障害等の子どもがわかりやすい授業づくりをすることで、どの子どもにもわかりやすい授業となり、それが学級全体への支援につながり、お互いに支えあう学級づくりにつながるという視点から検討されてきた(国立特別支援教育総合研究所、2012、p8など)。

一方、海外に目を向けてみると、インクルーシブ教育を推進してきた英国において、1990年代から学校改善の重要性が指摘されてきた。しかし、英国で検討されてきた学校改善は、「学校の文化」「学校の方針」「具体的な実践」の3つの側面から総合的にアプローチすることが必要であると考えられてきたことが明らかにされている(新井、2011、p267)。ここでは、英国においても、特別な教育的ニーズのある子どもをインクルージョンできる「学校文化」を育てるには、学校の中に特別な教育的ニーズのある子どもに対する特別な支援はあり、それを実践できる人的・物的なリソースの確保は重要であったという点が明らかになっている。

それでは、特別な対応を確保しつつ、分離的側面が強くなるようにインクルーシブ学校を形成していくにはどうしたらよいだろうか。この点を明らかにするためには、学校のある地域や、その地域が抱える事情に大きく左右されるため、個別の学校を取り上げ、事例的にインクルーシブ学校の学校方針を取り上げ、検討することが必要である。しかし、こうした視点からインクルーシブ学校の個別事例を示した研究は少なく、検討の余地が残されている。

そこで、本研究では、1990年代から学校改善の重要性が指摘されてきた英国において、インクルーシブ学校として取り上げられた学校が特別な教育的ニーズのある子どもへの対応方法について検討したいと考えた。このとき、インクルーシブ学校として取り上げられた学校では、特別な教育的ニーズのある子どもの学習上・行動上の困難に対して、学校としてどのような指針を示し、どのような対応を行う必要があると考えていたのかについて明らかにしたいと考えた。

## 研究の方法

本研究では2000年代にインクルーシブ学校の調査を行ったブラックーホーキンスらが先進校として取り上げた、ロンドン郊外に位置するキングスリー初等学校を対象とした。具体的には、ブラックーホーキンスらの調査結果や、キングスリー初等学校の学校案内等を分析対象の資料として、キングスリー初等学校の概要を明らかにすることとした。

特に、キングスリー初等学校がどのような指針をもってインクルーシブ教育を展開していたのかについて明らかにした上で、インクルーシブ学校として成立する要件にはどのようなことがあるのかについて考察したいと考えた。

## キングスリー初等学校の概要

キングスリー初等学校は「完全なインクルーシブ学校」であると学校案内に記載されている。校長がこの案内の中で強調していることは、「私たちは誰でも受け入れる。…現状ではすべての子どもを（物理的に）受け入れているわけではないけれども、私たちはその方法を見つけてきている」ということであった（Black-Hawkins, K. et al., 2007, p60）。

このように学校方針に明記されている理由は、キングスリー初等学校は、多様な困難を抱える子どもが通う地域に存立していることと関係している（表 1）。こうした実態の中で、「すべての子どもをメインストリームの学校に通わせるという地方当局の方針は広い意味では合意する」が、資源もなく、スタッフと研修が十分ではない中で重度かつ重複した学習困難のある子どもをインクルージョンすることについてはキングスリー初等学校のスタッフも確信を持ってないでいた。

表1 キングスリー初等学校の学校概要<sup>注1)</sup>

対象年齢	3歳から11歳
児童／スタッフ数	約650人／31名の教師と18人の支援スタッフ（フルタイム）が勤務。
設立形態	幼児学校と小学校が1950年代に別々に設立されたが、1998年にそれらが1つの学校に合併した。
人種 （マイノリティ）	児童の約3/4の子どもが人種的マイノリティの家庭背景をもつ（60人が英語を母国語としない子ども）。
経済状況	半数以上の児童が無償給食の対象児（国の平均の18%や地方当局の平均の40%を大きく上回る）。
SEN児	95人（14.5%）が特別ニーズをもつ／4人（0.6%）が判定書を有する（国の平均（22.7%と1.7%）と地方当局の平均（18.3%と1.5%）を下回る水準）。
その他	児童の約70人が難民者の子ども。

出典：Black-Hawkins, K., Florian, L. and Rouse, M., 2007, p59 を筆者がまとめた。

たとえば、この学校の第一学年女子の例では、重度の聴力損失、いくつかの視覚の困難、話し言葉がない（ただし、英国の手話をだいたい4つくらいは使用できる）状態の自閉症スペクトラムと判別された子どもについて、ある学習支援アシスタントは、「もし『この子はここにいるべきか？』と聞かれ、本当のことを言うように言われたら、私の答えは『ノー』だ」と述べていた。それは、「その子はその学年についていくことは難しく、その差はどんどん開いていくように思われる」という理由からであった。彼女のクラスの教師も「私たちは専門家ではない。…私たちはできることをしているだけである」と述べていた（Black-Hawkins, K. et al., 2007, pp60-61）。

スタッフがインクルージョンに関して疑問をもっている子どものグループは他にもあった。それは破壊的な行動をとる子どもたちであった。この理由は、「破壊的な行動を取る子どもはクラスを混乱させ、他の子どもの学習を危険にさらす」という点を懸念していたからであった。こうした見解は、重度かつ重複した困難をもつ子どもたちに関する表明と対照的であった（Black-Hawkins, K. et

al., 2007, p61)。

こうした懸念がある中でも、インクルージョンを学校方針に掲げているキングスリー初等学校では、「原理的には、すべての子どもたちがすべてのカリキュラムの分野で参加する」ことを目指していた。しかし、上記のような深刻な学習困難を示す子どもたちのために、授業の多くで抽出指導や個別学習を行っていた。また、学習支援部門のスタッフと一緒に小集団での指導を行っていた。これは、そうした子どもたちをメインストリームの活動から排除するものではなく、付加かつ専門的な支援を提供するものであるという位置づけであった (Black-Hawkins, K. et al., 2007, p63)。

そのため、個別に学習を支援するスタッフは主としてクラスの中に入り、子どものそばで仕事をすることがこの学校の方針であった。たとえ学習支援アシスタントが特定の子どもについて学習指導するときにおいても、「他の子どもたちと一緒になければ、自分がいる意味はない」と学習支援アシスタントは考えていた (Black-Hawkins, K. et al., 2007, p63)。加えて、行動上の困難のある子どもに対しては、自尊心を向上させ、困難場面に対処する方法を指導するための「行動支援 (behaviour support)」を小集団の抽出指導で展開していた。こうした抽出指導では、「秀才児」なども含まれており、キングスリー初等学校では、30人くらいの子どもが抽出されて特別な指導を受けていた (Black-Hawkins, K. et al., 2007, pp63-64)。

以上をまとめると、インクルーシブ学校として取り上げられたキングスリー初等学校は、①特別な教育的ニーズのある子どものために学習支援アシスタントなどの付加的な人的資源が配置されていること、②特別なニーズのある子どもに対する学校の対応方針が明確であること、③行動上の困難を抱える子どもへの対応方針が明確であること、の3点に特徴があった。以下、①～③についてキングスリー初等学校がどのような原則や方針を掲げていたのかについて具体的にみていきたい。

### 付加的資源の配置の原則

キングスリー初等学校では、生徒に対して予算を多く使用する場合の方針を明確に位置付けていた。その方針によると、予算を多く使用する対象として「無償給食 (free school meal) の対象となっている子ども」や「要保護児童 (look after' children)」といった社会的不利と関連した子どもで、成績が落ち込んでいる子どもとなっていた (Kingsley Primary School Pupil Premium Funding Policy, p1)。特別な予算枠を活用して対応するかどうかの決定は学校が行うが、その原則としてキングスリー初等学校は「有効な方法で、すべての子どもの成長と成績が最大限になるように影響を及ぼす対応であること」や「柔軟な対応であること」、「インクルーシブな対応であること (inclusivity)」といった点が明記されている。すなわち、この予算は「追加的な支援が必要な無償給食の対象児の学習ニーズを支援すること」が第一であるが、『傷つきやすい (vulnerable)』子どもと考えられている他の子どもも含めた対応」のためにも活用されるという方針をキングスリー初等学校はもっていた (Kingsley Primary School Pupil Premium Funding Policy, p1)。

具体的には、学習のアセスメントをするコーディネーターや学年のリーダーといった学校でリーダーシップを発揮する人たちが、「すべての生徒の成績と進歩をモニターし、どの生徒に付加的な予算を使って追加的に対応するかを決定する」。このとき、「インクルージョンに関する調整役のスタ

ップ (Inclusion Manager) もこの決定プロセスに参加し、「子どものニーズを充足するのに最善の追加的支援」を検討していた (Kingsley Primary School Pupil Premium Funding Policy, p2)。その際に、次の点を考慮することが方針の中に明記されている (表 2)。

表 2 キングスリー初等学校が付加的予算を活用して対応を提供する際の原則

- 子どもが教育にアクセスすることを促進する対応であること。
- 子どもが学校のカリキュラムにアクセスすることを促進する対応であること。
- クラスの中で対応するための追加的支援であること。たとえば、特殊なプログラム (specific programmes) あるいは目標を定めた介入 (targeted intervention) であること。
- 学校が申し出たもので追加的に機会を広げたり、補完したりする対応であること。たとえば、放課後のクラブや休日のクラブなど。

出典：Kingsley Primary School Pupil Premium Funding Policy, p2

以上のような対応を提供した結果、どのような成果が上がったのかという点について、校長または学校スタッフの代表は学校理事会に報告する義務があった。その場合には、「社会的不利が深刻な子どもが同学年の子どもと比べて差が縮まる進歩を遂げているか」という点や、「発音のアセスメント・綴り・読み・書き・算数の成績データを示す」など、ある程度客観的な指標を示すことが求められていた。加えて、特定の対応を受けた生徒に対しては、その子どもの進歩との関係で「効率よくコストをかけたかどうかを評価すること (evaluation of the cost effectiveness)」が求められ、こうしたデータや報告は学校のウェブサイトとニューズレターに掲載することとなっていた (Kingsley Primary School Pupil Premium Funding Policy, p3)。

このように、キングスリー初等学校では無償給食の対象児など、経済的に困窮している家庭の子どもを中心に、特別な予算を使用し、特別な対応を提供する方針が存在していた。このときの特別な対応は、放課後を含めたカリキュラムへのアクセスを基本原則とするものであったという点がキングスリー初等学校の特徴であったと考える。

### 特別な教育的ニーズのある子どもに対する対応方針

#### (1) 特別な教育的ニーズのある子どもへの対応の原則

以上のように、キングスリー初等学校は、経済的に貧しい家庭の子どもを中心に、付加的な支援を優先的に提供する方針があった。こうした点は、特別な教育的ニーズのある子ども (以下、「SEN 児」とする) に対しても同様であった。

すなわち、キングスリー初等学校は、「特別な教育的ニーズに対する対応方針 (Special Educational Needs Policy : 以下「SEN ポリシー」とする)」を策定し、学校全体で SEN 児に対する対応を提供できるようにしていた。この方針では、SEN 児を学校全体で対応することが原則とされていた。たとえば、「私たちは受容し励ます雰囲気を醸成し、『特別なニーズ』のある子どもを学校全体で対応する方針を発展させてきた。そこでは、すべての子どもが学校生活の中で貢献できる

というように価値あるものとして扱われる」と SEN ポリシーには記載されている。すなわち、「すべての教師が特別なニーズのある子どもの教師である」という点を大原則として、「大切なことは、教師が子どものスキルや能力を理解していることであり、またカリキュラムに適切にアクセスできる方法を知っていることである」と書かれていた (Kingsley Primary School Special Educational Needs Policy, p1)。

このような方針が明記される背景には、キングスリー初等学校が「すべての子どもの機会を平等にすることが重要である」と認識していることがある。これは、「すべての子どもは固有のニーズを有している。そのため、すべての学校は個々の子どもの発達異なる速度で、異なる様態で進んでいくことを認識しなければならない。そして、学習が遅かったり、学習に困難が生じている子どもや、特異的な能力または才能を有する子どものニーズが、学校全体の対応の中に統合されて充足されなければならない」といった考えが基盤にあり、こうした方針は、キングスリー初等学校のあるクロイドン地区 (ロンドン郊外) が示しているものを基にして策定したものであったと、キングスリー初等学校の SEN ポリシーには記載されていた (Kingsley Primary School Special Educational Needs Policy, p1)。

## (2) SEN 児への対応の実際

キングスリー初等学校では以上のような方針にもとづき、SEN 児に対する具体的な対応を提供していた。このときキングスリー初等学校は、特別な支援を提供する行動を起こすのは「現在の進歩が不十分であるという事実がある」というケースであった。これは、「すべての子どもが同じ速度で進歩するという前提ではない」と考え、「子どもの進歩が十分ではないときには、もっと効果的に子どもが学習できるように、何らかの追加的または通常とは異なる行動 (additional or different action) を起こすことが必要である」と考えたからであった (Kingsley Primary School Special Educational Needs Policy, p4)。

キングスリー初等学校の SEN ポリシーでは、こうしたアクションを起こすことで子どもが十分に進歩すると考えたが、「子どもの進歩」は次のように多様な観点で評価することが必要であると考えた (表 3)。

表 3 子どもが適切に進歩しているかどうかの判断の観点

●子どもと同級生間の成績のギャップが縮まる。
●成績のギャップが広がるのを防いだ。
●大多数の同級生の成績と比べると低いが、同じ成績の水準からスタートした同級生と同等の成績をおさめている。
●子どもが以前に進歩した速度と同じか、あるいは速まっている
●すべてのカリキュラムにアクセスできるように保障している
●自助のスキルや社会的スキル、または人と関わるスキルの改善が認められる
●子どもの行動の改善が認められる

出典 : Kingsley Primary School Special Educational Needs Policy, p4

以上のように、キングスリー初等学校では、他の子どもとの差を少なくし、成績が向上しているという観点で「子どもの進歩」を見ることが考えられていた。それに加えて、カリキュラム・アクセスや社会的スキルなどの側面で改善が認められるかどうかについても評価の観点となっていたことが明らかになった。

一方で、「子どもの不得意な点を判別し、ターゲットを定めて指導しても進歩があまり見られないか、進歩していない」という場合や、「継続して情緒面あるいは行動面で困難を示している」という場合、または「感覚障害や運動障害のある子どもで、専門的な支援機器を用いても進歩があまり見られないか、まったく見られない」場合、「コミュニケーションの困難または相互行為に関する困難のある子どもで、異なるカリキュラム (differentiated curriculum) を提供しているにも関わらず、進歩があまり見られないか、まったくない」という場合には、「スクールアクション<sup>注2)</sup> (School Action)」や「スクールアクションプラス (School Action Plus)」の手続きをとることになっている。こうした場合には、SEN コーディネーターが可能な限り情報を提供し、個別教育計画 (IEP) を作成して、「通常の多様化したカリキュラム (normal differentiated curriculum) に追加した方策あるいはそれとは異なる方策」を提供するものであった (Kingsley Primary School Special Educational Needs Policy, p4)。

### (3) 学校内外の専門家を活用した SEN 児への対応

学校内で学校スタッフによる特別な対応を提供するばかりでなく、「キングスリー初等学校は利用できる機関や支援グループを広く認識」していた。そして、キングスリー初等学校の SEN ポリシーでは、「特定の子どもが発達における特別な時期において最善の利益を得られるときには、そうしたサービスをフル活用する」ことも必要であると記載されていた (Kingsley Primary School Special Educational Needs Policy, p8)。なかでも、子どもの情緒面や行動面を支援する「児童・精神保健サービス (Child and Mental Health Service)」は親・子ども・教師が活用できるものとして、その有効性が以下のように指摘されている。

「初期の段階から子どもの情緒面、行動面、精神保健面のニーズに取り組むことによって、学習上のバリアを取り除くことができる。加えて、そうした子どもを指導する教師が、子どもの指導で心配になった時に熟達したスタッフがそばにいて、そのスタッフからの支援を受けることができる。」 (Kingsley Primary School Special Educational Needs Policy, p8)

こうした支援サービスは地方当局やクロイドン地区 (Croydon Council) の教育当局が提供しているものも多かった。特に、「言語療法士 (場合によっては学校の中で子どもと一緒に活動し、子どもの学習を支援するための最善の方法をアドバイスする)」や「教育福祉官 (EWO)」、「教育心理士 (Educational Psychologist)」、「学校看護師 (School Nurse)」などはキングスリー初等学校が頻繁に利用しているサービスであった (Kingsley Primary School Special Educational Needs Policy, p8)。このように、キングスリー初等学校の SEN ポリシーでは、特別な教育的ニーズのある子どもに対して専門的な対応を提供することを保障するものであった。ただし、このときの対応は個々の SEN 児の困難に対して、カテゴリー別に対応方法を明記するというものではなく、学校

内体の支援を必要に応じて有機的に連携させるものであった。

## 行動上の問題を抱える子どもへの対応方針

### (1) キングスリー初等学校が定める行動指針

インクルーシブ学校を建設する上で最も困難が大きい点として、子どもの情緒的・行動的な問題への対応が挙げられる。キングスリー初等学校では、英語を母国語としない子どもや無償給食の対象児が多いので、行動上の困難を示す子どもも多くなっていた。そこで、キングスリー初等学校は学校で統一した行動指針 (Behaviour Policy) を策定し、学校全体で対応できる体制をつくっていた。

キングスリー初等学校の行動指針では、まず「私たちは学校全体で安全かつ受容的な行動をとるように保障する責任がある」という原則を掲げていた。すなわち、「学校は一つのコミュニティであり、公平に対処すること」が重要であり、そのためには「学校だけでなく、教室においてもルールを作り、合意する過程に子どもと大人が積極的に参加すること」が重要であるとキングスリー初等学校では考えていた (Kingsley Primary Behaviour Policy, p1)。こうした行動指針を掲げた理由として、次の点が指摘された。

「子ども自身の行動調整は外部からの統制ではなく、内発的に行う必要があると考えている。そのため、私たちは子どもの内発性を引き出す支援をしなければならず、子どもを罰したり、ペナルティを課したりするべきではないと考えている。私たちが子どもたちに学んでほしいことは、他者との関係において良い判断、よい選択ができるような自律的なスキル、知識、態度である。私たちはこうした力は子どもの将来の生活によい影響を与えると理解している。」 (Kingsley Primary Behaviour Policy, p1)

キングスリー初等学校では、このような考えにもとづき、「不適切な行動に対して何らかの制裁を考えると、子どもの年齢、特別な教育的ニーズあるいは障害、宗教などを考慮し、状況にあったものとしなければならない」と指摘した (Kingsley Primary Behaviour Policy, p1)。

### (2) 行動指針にもとづく学級づくり・学校づくりの重要性

以上のような行動指針を実践する場合には、学級や学校が肯定的な環境となるように促していく必要があるとキングスリー初等学校では考えた。特に、行動の「自己コントロールや自律」といった点や、「自分の行動に対する説明」「他人の権利の尊重と自分の責任に対する理解」「公平で優しい対応」「協力し合えるクラスや学校の雰囲気」といった点を促進していくために、学校にいるすべての人が以下のルールに合意していることが重要であるとキングスリー初等学校は考えた (Kingsley Primary Behaviour Policy, p2 : 表 4)。



表4 学校ですべての人が合意すべき権利

対応	宗教・文化・人種・性別・能力にかかわらず、互いが尊重しあい、公平で平等に取り扱われる権利。
学習	自分のクラスで学び、他者と協力する権利。この中には、教師が指導する権利や教師に注意を向けられ、援助を受ける生徒の権利も含まれる。
安全	学校や学級に脅しがなく、安全と安心が確保され、適切に保護される権利
移籍	やむを得ないときに、ある程度の手続きをふんで学級や学校を移籍する権利
コミュニケーション	考えを共有し、質問をしながら、自分自身を表現する権利
問題解決	問題に関して合理的な解決を予測し、話し合いをする中で自分の立場から解決のストーリーを語る権利

出典：Kingsley Primary Behaviour Policy, p2

もちろん、キングスリー初等学校においても、指針を立てただけで、これらがすぐに実現できるとは考えていなかった。そのため、こうした指針を実現するために、「受け入れられない行動を子どもがとった時にどのように対応するかといった計画を立てることが必要」と考えた。具体的には、「予防的行動 (preventive action) : 不要な混乱を避けるための行動」「矯正的行動 (corrective action) : 生じている問題を正す行動」「支援的行動 (supportive action) : 支援を与える手順とプロセスを示す行動」の3つ側面を考慮して注意深く対応の計画を立てることが重要であると考えられた (Kingsley Primary Behaviour Policy, p2)。

このように、キングスリー初等学校では子どもの問題行動に対して多角的に対応する方針が示されていた。ただし、上記に示したいずれの行動についても、受容的態度を示すことが重要であると考えられた。たとえば、予防的行動において「良い行動に対して肯定的な強化 (positive reinforcement) を与えること」や「多様な対応を許容したり、個別のニーズに対する計画を受け入れられるような学級環境」をつくるなどが挙げられている (Kingsley Primary Behaviour Policy, p3)。また、子どもの行動を正す場面である「矯正的行動」においても以下のような対応を大切にすることがキングスリー初等学校の行動指針に明記されていた (表5)。

具体的にみていくと、支援的行動 (supportive action) とは「学校というコミュニティに所属するすべてのメンバーから謝意 (rewards) を受ける」ことであると考えられた。すなわち、プライベートな場面でも、公の場面でも他の先生や親の前で称賛されたり、笑顔を見せて、非言語的に称賛されたりすることが重要であるとキングスリー初等学校の行動指針には記載されていた (Kingsley Primary Behaviour Policy, p9)。

加えて、キングスリー初等学校では、子どもが学習活動やその他の行動で特別な努力が認められた場合には、「家に手紙を書く (letter home)」ことになっている。このときには、封筒に「グッドニュースです」と記すことを忘れないというのが行動指針の中に記載されていた。さらに、クラスを褒めることにつながる「チーム・ポイント (team point)」制度を設けたり、「今週の輝いた人 (Star

表5 子どもの行動を正す際の教師の対応の原則

●アイコンタクトを維持するー文化的な違いを忘れずに。
●困惑させたり、敵意を示したり、恥をかかせたりすることを最小限にする。
●生じていることについて話し合う準備をするために教師と生徒の間にスペースを作る。
●説得ではなく、選択肢を与えることで、自分の行動に生徒自身が責任をもつようにする。
●適切な対応とフォローを継続する。
●同僚や親からの支援を有効活用する。
●可能な場合にはどこでもユーモアの感覚を維持できるように試みる。
●応用できるときには葛藤解決技術を用いる。

出典：Kingsley Primary Behaviour Policy, p4

of the Week)」「校長賞(特別な場合に出す)(Headteacher rewards)」など、個別の称賛ばかりではなく、学級や学校全体で子どもを称賛していく工夫をすることが重要であると、キングスリー初等学校の行動指針には記載されていた(Kingsley Primary Behaviour Policy, p9)。

このように、キングスリー初等学校における行動上の困難を抱える子どもに対する対応は基本的には困難を理解し、受け止めるというものであった<sup>注3)</sup>。そして、このときの対応は困難を軽減するメソッドを羅列するものではなく、学校内外の支援サービスを連携させ、子どもをクラスや学校全体で肯定的に受け止められるようにすることが原則とされていた。

### まとめと考察

本研究では、ロンドン郊外にある英国のキングスリー初等学校を取り上げ、特別な教育的ニーズのある子どもの学習上の困難に対して、学校としてどのような指針を示し、どのような対応を行う必要があると考えていたのかについて明らかにした。

その結果、キングスリー初等学校では、予算措置、SEN ポリシー、行動指針といった3つの側面から特別な教育的ニーズのある子どもへの対応を整備していたことが明らかになった。このとき、特別な教育的ニーズのある子どもに対しては、インクルージョンを原則としながらも、「専門家の支援サービス」を活用することが明記され、場合によっては「分離的な措置」をとることもあるということが示された。

以上のように、キングスリー初等学校が示す学校の方針には、特別な教育的ニーズのある子どもの「差異」を判別し、確定するといったアセスメントの視点や、そうした結果にもとづき「差異」を補償するための特別な対応も行っていた。しかし、キングスリー初等学校が示していた学校方針は、そうした特別な支援を必要とする子どもをクラスや学校全体で肯定的に受け止められるようにすることが重要であると考えていたという点において一貫していた。

すなわち、外部の専門家を個別の学校が活用しながら、時には特別な場に抽出し、特別な対応を提供することもあり得ることを前提として特別な教育的ニーズのある子どもには対応するが、そうした対応はすべて、学校の中に「包括(inclusion)」することを実現しようとするためのものであ

ったといえる。そのため、キングスリー初等学校では、子どもの困難に対して多様な対応（differentiation）を提供しながらも、その対応は困難を取り除くためのメソッドを羅列するのではなく、カリキュラムへのアクセスなど、すべての子どもと共同的に学ぶことを可能にするプロセスを創出するための学校方針となっていた。この点をふまえると、物理的に一緒にいることがインクルーシブ教育なのではなく、分離的措置を認めながらも、排除をしない学校方針を確立することが英国で求められるインクルーシブ学校の要件の一つであるといえるのではないかと考えた。

【注】

- 1) Ofsted の最新の報告（2013 年版）においても同様の傾向が続いている。2013 年度の時点で児童数は 856 名であり、ブラック・ホーキンスらが調査したときよりも増加しているが、そのうち無償給食の対象児が 41.1%（全国平均 26.7%）で高い割合で存在している。その一方で、スクール・アクション・プラスを実施している子どもと SEN 判定書を有する子どもの合計は、2013 年度は 6.4%（全国平均 7.7%）であり、平均を少し下回る割合であった（Ofsted, 2013）。
- 2) キングスリー初等学校の SEN ポリシーでは、就学前段階／第 1 学年 2-3 学期／第 1 学年 3 学期-第 2 学年 1 学期／第 2 学年 3 学期-第 3 学年 1 学期／第 2 学年 3 学期-第 3 学年 1 学期／第 3 学年 3 学期以上 というように時期ごとに基準が定められている。キングスリー初等学校がスクール・アクションを起こす基準（就学前段階／第 1 学年 2-3 学期のみ抜粋）は以下ようになる（表 6 参照）。なお、P スケールとはナショナル・カリキュラムに記載されている就学前の幼児の到達基準を示したものである。

表 6 スクール・アクションを実施して追加支援を行う基準（就学前段階／第 1 学年 2-3 学期のみ抜粋）

		就学前段階	第 1 学年 2-3 学期	
コミュニケーション・言語・読み書き		就学前の学習で目標となっている項目に関して、他の子どもと比べて進歩がかなり限定的であるか、あるいは進歩がみられない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●音を聞いて概念化する知識が 10 以下。</li> <li>●読み：サルフォード読み検査で 5y3m 以下</li> <li>●書き：P スケールで 6 段階以下</li> <li>●発話・表現：P スケールで 6 段階以下</li> <li>●聞く・理解：P スケールで 6 段階以下</li> </ul>	
算数の発達／算数			●数：P スケールで 6 段階以下	
人間関係・社会的発達の発達	他者との相互作用や他者との協同		P スケール 6 段階以下	カリキュラムにアクセスすることを阻む行動が毎日見られる
	自立と秩序を保つスキル	P スケール 6 段階以下		
	注意	P スケール 7 段階以下		

出典：Kingsley Primary School Special Educational Needs Policy, p4

3) ただし、こうした雰囲気の中で対応しても、子どもの行動が改善されず、クラスの学習と指導に深刻な影響を与える行動をとり続ける子どもには、一時的な分離や排除 (exclusion) という措置も取る可能性があるとして、キングスリー初等学校の行動指針には明記されている。これは、「クラスから分離させる (exclusion from class)」ことや「クラスの内部で隔離する (internal seclusion)」ことであり、以下のような段階をふんで厳しくなっていくことが明記されている (Kingsley Primary Behaviour Policy, p8 : 表 7)。

表 7 キングスリー初等学校の行動指針には明記されている分離的措置の段階

●分離されている期間はクラス担任の教師が子どもに学習課題を提供する
●個別的支援 (pastoral support) の計画を始める
●外部の専門機関に送る
●転校の調整をする
●期間を定めて学校から排除する (fixed term exclusion)
●永久に学校から排除する (permanent term exclusion)

出典 : Kingsley Primary Behaviour Policy, p8

#### 【文献】

- 安部博志 (2012) 「今望まれる『学校力』－教師が協働して授業改善にあたる学校づくり－」. 『LD 研究』第 21 巻第 2 号、178-186.
- 新井英靖、2011、『英国の学習困難児に対する教育的アプローチに関する研究』. 風間書房.
- Black-Hawkins, K., Florian, L. and Rouse, M., 2007, Achievement and Inclusion in Schools. Routledge.
- 花熊暁 (2011) 『ユニバーサルデザインの授業づくり・学級づくり』 明治図書.
- Kingsley Primary School Pupil Premium Funding Policy  
(<http://www.kingsley.croydon.sch.uk/>よりダウンロード。アクセス日 : 2014 年 5 月 20 日)
- Kingsley Primary School Special Educational Needs Policy  
(<http://www.kingsley.croydon.sch.uk/>よりダウンロード。アクセス日 : 2014 年 5 月 20 日)
- Kingsley Primary Behaviour Policy  
(<http://www.kingsley.croydon.sch.uk/>よりダウンロード。アクセス日 : 2014 年 5 月 20 日)
- 国立特別支援教育総合研究所、2012、「発達障害のある子どもへの学校教育における支援の在り方に関する実際研究－幼児教育から後期中等教育への支援の連続性－」. 専門研究 B (重点推進研究 : 平成 22 年度～23 年度) 研究成果報告書.
- Ofsted, 2013, Kingsley Primary School (School Data Dashboard): URN; 131925, DfE No.: 3062110)
- 関戸英紀・田中基 (2010) 「通常学級に在籍する問題行動を示す児童に対する PBS (積極的行動支援) に基づいた支援－クラスワイドな支援から個別支援へ－」.

**【付記】**

本研究は科学研究費補助金を受けて行われている研究『いじめを予防する学級づくりに関する実践研究』（研究代表者・木村競；研究課題番号 26381252：平成 26 年度～平成 28 年度）の成果の一部である。